

所沢市建設工事一般競争入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が行う建設工事について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)を行うための手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 該当案件の入札に係る告示の日において、所沢市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) 該当案件の入札に係る告示の日から開札日までの期間に、所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱(平成20年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置及び所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年7月18日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 該当案件の入札参加の申込をした日から開札日までの期間において有効である、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- (7) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者。

(入札参加の申込)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、市所定の一般競争入札参加申込書(様式第1号)及び入札参加資格確認書類(以下「資格確認書類」という。)を提出しなければならない。ただし埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により、入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型一般競争入札(以下「事後審査型」という。)の場合には、電子入札システムにより「競争参加資格確認申請書」を提出しなければならない。

2 資格確認書類については、公告に示す様式に従い作成する。

(入札参加の停止)

第4条 市長は、入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、入札参加を停止することができる。

(入札の公告)

第5条 一般競争入札実施の公告は、次に掲げる事項を所沢市公告式条例(昭和25年議決)別表に規定する掲示場に掲示する。

- (1) 入札に付する事項。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項。
- (3) 契約条項を示す場所。
- (4) 入札の場所及び日時。
- (5) 入札保証金に関する事項。
- (6) 設計図書の貸与・配布の方法。
- (7) 前各号のほか、必要と認める事項。

2 第1項の公告の写しについては、総務部契約課及び所沢市のホームページにおいて閲覧することができる。なお、電子入札の場合には入札情報公開システムにおいても閲覧することができる。

(入札保証金等)

第6条 入札保証金及び入札保証金の納付の特例については所沢市契約規則(昭和39年告示第101号)第4条及び第5条の規定に基づくものとする。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第8条 入札参加者は、所沢市契約規則、所沢市建設工事請負契約約款、所沢市競争入札参加者心得(平成20年4月1日施行)、所沢市電子入札運用基準(平成20年4月1日施行)、設計図書及び現場等を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額とするものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札参加者は、入札した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第10条 市長は、入札参加者が1人以下の場合に入札を中止するものとする。この場合は、入札参加資格があると認められる業者に別途連絡することがある。

2 市長は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することができる。

3 市長は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者に参加させず、又は入

札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(再度入札)

第11条 初度入札において、予定価格の範囲に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

2 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせ2回とする。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で、有効な入札のうち最低の価格をもって入札した者とする。

2 調査基準価格を定めている場合において、落札者の入札価格が調査基準価格未満であるときには、前項の規定にかかわらず所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に基づく調査を行い、落札者を決定する。

(事後審査型における落札者の決定)

第13条 事後審査型の場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、入札書比較価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者決定後は当該落札候補者に対して、速やかに様式第2号によりファクシミリ及び電話によって落札候補者となった旨を連絡する。

3 参加資格の有無を確認するため、落札候補者は前項の連絡を受けた日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日」という。))を除く。)以内に一般競争入札参加資格等確認申請書(様式第3号。以下「確認申請書」という。)に資格確認書類を添えて、持参により提出しなければならない。

4 前項の確認申請書及び資格確認書類により落札候補者について入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し電子入札システムにより通知する。また、落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行う。

5 落札候補者が第3項の規定による確認申請書及び資格確認書類を提出期限内に提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 調査基準価格を定めている場合において、落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であるときには、あわせて所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に基づく調査を行い落札者を決定する。

7 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。

8 入札参加資格の審査は第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第14条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第7項の通知の日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、苦情申出書(様式第5号)を持参することにより、入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第6号)により回答する。

(再度入札の入札保証金)

第15条 第11条の規定により再度入札をする場合において、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者又は落札候補者の決定)

第16条 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定する。

(契約金額)

第17条 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするものとする。

(契約保証金)

第18条 落札者は、落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第19条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

(入札保証金の没収)

第20条 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付にかかる入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は市に帰属する。

(異議の申立)

第21条 入札を行った者は、入札後は、所沢市契約規則、建設工事請負契約約款、所沢

市競争入札参加者心得、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号

一般競争入札参加申込書

年 月 日

(あて先) 所 沢 市 長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
電 話 番 号

印

年 月 日付け一般競争入札告示のあった下記の工事の入札に参加
を申し込みます。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 対象工事

(1) 工 事 名

(2) 工 事 場 所

2. 資格確認書類

・
・
・

落札候補者通知書

様

所 沢 市 長

貴社が先に入札した下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、入札参加資格確認書類を添えて、持参により提出してください。

記

公 告 日 : 年 月 日

開 札 日 : 年 月 日

工 事 名 :

工事場所 :

提出期限 : 年 月 日

様式第3号

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先) 所沢市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記工事の入札公告に示された、入札参加資格確認書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告日： 年 月 日

2 工事名：

3 工事場所：

4 連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

入札参加資格不適合通知書

様

所 沢 市 長

貴社が先に入札した下記工事について、貴社の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
入札参加資格を満たさないと認めた理由	

《苦情の申立について》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求められますので、本通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に苦情申立書を提出してください。

苦情申出書

年 月 日

(あて先) 所 沢 市 長

1 苦情申出者

住 所	
電 話 番 号	
商号又は名称	
代 表 者 指 名	
建設業許可番号	

2 苦情申出の対象となる工事名

工 事 名	
-------	--

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様

所 沢 市 長

回 答 書

年 月 日付けで苦情申出があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申出の対象とされた工事名

工 事 名	
-------	--

2 苦情のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容